

## 町立幼稚園

新制度では、幼稚園を利用するために、子どものための教育・保育給付にかかる「認定」を受けていただく必要があります。受付期間内に、入園を希望する幼稚園へ申込書を提出してください。

- 対象児 年少児（3歳児） 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ  
年中児（4歳児） 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ  
年長児（5歳児） 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

- 保育時間 月～金曜日  
①基本保育 午前8時30分～午後1時30分  
②預かり保育 朝：午前7時30分～午前8時30分  
夕①：午後1時30分～午後6時 夕②：午後6時～午後6時30分

- 保育料等 保護者の所得（町民税額）などで決定します。  
①基本保育 月額0円～5,000円  
②預かり保育 朝：月額1,500円 夕①：月額4,000円 夕②：月額500円  
③一時預かり保育 1回あたり1,000円（4時間以内は500円）  
④通園バス料金（希望者のみ）月額2,500円

【問】	矢吹町教育委員会 子育て支援課 ☎（42）2230
	中央幼稚園（一本木）☎（42）2105 中畑幼稚園（根宿）☎（43）2005
	矢吹幼稚園（大町）☎（42）2626 三神幼稚園（神田西）☎（45）2054



## 認定こども園ポプラの木

認定こども園ポプラの木は、子ども・子育て新制度の施行により、施設型給付を受ける幼保連携型の保育施設となりました。（平成26年度までの聖和保育園・聖和幼稚園という呼称がなくなっています）

入園にあたっては、1号・2号（3～5歳児）、3号（0～2歳児）の支給認定を受ける必要があります。また、申込方法については、9月1日から園より配布されている入園案内をご覧ください。

1号認定（3～5歳児）	
定員	3～5歳児 計15人 ※入園可能な人数については、園までお問い合わせください。
保育時間	①通常保育 午前8時30分～午後1時30分（保護者の勤務時間により7時15分から受け入れ可能：有料） ②預かり保育 午後1時30分～午後6時15分（有料） ③延長保育 午後6時15分～午後6時45分（有料）
保育料等	基本額0円～16,000円/月（保護者の町民税額により矢吹町が決定） 特別徴収：3,000円/月（保育環境充実費）、給食費：5,000円/月、保護者会費800円

- 1号認定入園受付 10月3日(月) 午前10時からポプラの木で行います。

※定員に達し次第終了となります。

※1号認定での利用を希望する場合は、入園手続きを経て、後日、園から支給認定申請書を受け取り、園へ提出してください。

2号認定（3～5歳児）及び3号認定（0～2歳児）	
定員	2号 計70人、3号 計55人 ※入園可能な人数については園までお問い合わせください。
保育時間	保護者の就労時間に合わせて、保育標準時間が保育短時間となります。 ①保育時間（短：午前8時15分～午後4時15分、標準：午前7時15分～午後6時15分） ②短時間保育の方が、時間外の保育を受ける場合は有料です。 ③延長保育 午後6時15分～午後6時45分（有料）
保育料等	基本額：0円～41,000円/月（保護者の町民税額により矢吹町が決定） 特別徴収：3,000円/月（保育環境充実費）、給食主食費：800円（2号認定のみ）、保護者会費800円

※2号認定を併願する場合は、1号認定の支給認定申請書へ併願希望を記載してください。

※2・3号認定の支給認定と入園申請の受付は矢吹町となりますが、2号認定の希望の方は矢吹町に提出する入園申請書とは別に、園にも入園申込書を提出してください。なお、詳しくは園にお問い合わせください。

【問】	認定こども園ポプラの木 ☎（42）3727 ☎（29）8006
-----	---------------------------------

## 在園児の継続入園手続きについて

町立・私立保育園又は認定こども園に継続して入園を希望される方は、各園から保育園継続申請書を配布いたしますので子育て支援課に提出してください。

- 保育園継続申請書の受付期間

10月3日(月)～31日(月)（土日、祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

期間内の提出がないと、平成29年度の継続利用ができなくなる場合がございますので、この期間内の利用申込を忘れないようご注意ください。

- 継続入園を希望しない場合

平成28年度で退園される場合は、退園届の提出が必要となりますので、保育園又は子育て支援課に提出してください。

※保育料等の滞納が2ヶ月以上ある場合は、継続利用ができなくなる場合があります。



## 平成29年度新入園児を募集します



町立・私立の保育園、幼稚園、認定こども園の新入園児を募集します。10月3日から保育園、認定こども園（2・3号認定）、町立幼稚園の入園申込書を配布しますので、入園を希望される方は矢吹町教育委員会子育て支援課または各幼稚園までお越しください。

- 4月入園申込書の受付期間

10月3日(月)～31日(月)（土日、祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

期間を過ぎても入園希望月の前々月末日（土日、祝日を除く）まで随時受付しますが、期間内に提出された方を優先して利用調整（選考）しますので、この期間内の認定申請・利用申込を忘れないようご注意ください。

- 町立・私立保育園及び認定こども園共通事項

- ①申込みが定員を上回った場合には、選考により保育の必要性（保護者の就労時間など）の高い児童から順に決定します。
- ②入園の可否は、平成29年2月上旬までに保護者へ通知します。
- ③入園申込時点で保育料等の滞納が2ヶ月以上ある場合、選考時の点数が減点されます。

- 5月以降に町立・私立保育園及び認定こども園の入園を希望する場合

産前産後や育児休業期間後の職場復帰などの理由により、あらかじめ5月以降の入園希望が決まっている場合は、下記の期間で受付を行います。

11月1日(火)～11月11日(金)（土日、祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分



- 入園申込書の提出先

【保育園】矢吹町教育委員会 子育て支援課（役場1階）【幼稚園】各幼稚園（認定こども園ポプラの木を含む）

## 保育園

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育園の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、矢吹町では保育園利用の申込手続きで認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

町立 あさひ保育園		私立 矢吹町ひかり保育園	
定員	100人	定員	120人
保育時間	①月～金曜日 午前7時30分～午後6時 ②土曜日 午前7時30分～午後0時30分 ③延長保育 午後6時～午後7時	保育期間	①月～金曜日 午前7時20分～午後6時20分 ②土曜日 午前7時20分～午後5時30分 ③延長保育 午後6時20分～午後7時20分

- 入園資格・必要書類

保育園へ入園するためには、町へ支給認定書を提出し、保育認定（2号認定、3号認定）を受ける必要があります。保育認定を受けられるのは、「保育の必要な事由」（保護者の就労、妊娠、出産、障がい、家族の介護・看護など）に該当する場合です。

- 保育園の保育時間

保育認定を受けた方は、保育の必要量によって「保育標準時間（11時間保育）」または「保育短時間（8時間保育）」に区分されます。それぞれ延長保育を利用できます。

- 保育料

児童の年齢や、保護者の所得（町民税額）、保育時間（①保育標準時間、②保育短時間）により月額0円～41,000円の間で決定します。なお、延長保育を利用する場合、延長保育料が別途かかります。

- 矢吹町外の保育園などへの入園について

町外の保育園などへの入園を希望される場合は、希望保育園を所管する市町村と矢吹町との委託契約により決定します。まずは矢吹町教育委員会子育て支援課へご相談ください。

【問】	矢吹町教育委員会 子育て支援課 ☎（42）2230
	ひかり保育園（八幡町）☎（42）3559 あさひ保育園（善郷内）☎（42）4938